

第 46 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 特別受益分考慮の有無別 全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	6 481	672	5 026	783

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) 遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	6 449	835	121	687	47	1 341	451
	(3 225)	(395)	(51)	(231)	(17)	(699)	(213)
1000 万円以下	1 539	349	93	302	25	381	78
	(679)	(165)	(38)	(97)	(11)	(188)	(36)
5000 万円以下	2 827	321	22	292	15	599	250
	(1 493)	(169)	(10)	(99)	(5)	(340)	(126)
1 億円以下	972	75	2	52	1	154	58
	(517)	(37)	-	(21)	(1)	(78)	(28)
5 億円以下	653	30	1	20	-	107	35
	(345)	(8)	(1)	(7)	-	(50)	(14)
5 億円を超える	67	2	-	1	-	8	1
	(32)	(2)	-	-	-	(4)	-
算定不能・不詳	391	58	3	20	6	92	29
	(159)	(14)	(2)	(7)	-	(39)	(9)

(注)( )内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第47表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった事件数 寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別 全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総数	242	104	53	26	18	7	34
配偶者	29	14	6	2	1	3	3
子	188	84	39	23	12	3	27
その他	25	6	8	1	5	1	4

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数(「分割をしない」  
遺産の価額別 全家庭裁判所

不動産 その他	建物 ・ 現金 等	建動 産 物 の 他	現動 産 金 等 の 他	土現 地 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等	土動 地 産 ・ 建 物 ・ 他	土動 地 産 ・ 現 金 の 等 ・ 他	建動 産 ・ 現 金 の 等 ・ 他	土現動 地 産 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等 の 他
47	117	15	104	1 779	161	59	42	643
(27)	(57)	(11)	(49)	(919)	(96)	(29)	(21)	(410)
11	38	4	25	174	19	5	6	29
(5)	(18)	(3)	(10)	(80)	(7)	(2)	(2)	(17)
26	59	8	53	853	69	19	20	221
(17)	(27)	(6)	(22)	(461)	(46)	(8)	(11)	(146)
6	13	2	17	386	29	19	7	151
(2)	(8)	(2)	(10)	(195)	(20)	(11)	(3)	(101)
-	3	-	6	234	29	11	4	173
-	(2)	-	(4)	(124)	(19)	(6)	(3)	(107)
-	-	-	1	20	4	1	-	29
-	-	-	(1)	(9)	(2)	(1)	-	(13)
4	4	1	2	112	11	4	5	40
(3)	(2)	-	(2)	(50)	(2)	(1)	(2)	(26)